

「太平山麓九条の会」だより



事務局：須黒法律会計事務所 〒328-0027 栃木市今泉町 2-4-18 FAX0282-22-3757

電話連絡先 0282-22-7079(増田)

Eメール oohirasanroku9jo@yahoo.co.jp

HP：太平山麓九条の会で検索

157号
2020年7月24日発行

「憲法九条世界の宝」の新しいボードができました！

「9条を守れ」の思いを大いにアピールしましょう！

「9条守れ」の緊急署名にもご協力を！

アピールに使っていた「憲法九条世界の宝」のボードを新しくしました。今回はボードを紺色にしましたので、より文字が浮き出るようになったと思います。今、世界中にコロナが蔓延し、日本でも感染拡大が停まりません。現憲法を十分活用すれば、有効なコロナ対策が打てるのに、安倍首相は、活用どころかコロナを口実に改憲しようとしています。こんな時だからこそ「9条守れ」の声を大きくしていきましょう。全国では「9条守れ」の緊急署名が取り組まれています。署名づかれもあるかもしれませんが、ぜひご協力ください。ご自分、ご家族、周りの方にもお声かけください。



学校一斉休校によせて

2月27日夕刻、安倍首相の声明のもとほぼ全国の小中学校が3月2日から休校するという異常な事態になりました。栃木市でも28日に校長会、その日の午後には生徒、保護者に通知、下校しそのまま土・日を挟み月曜日から休校そして3ヶ月間を家庭で過ごす事になったのです。「?..なんですか!」という感じです。

私は昨年12月から地域自治会の主任児童員になり、3月休校になってから地元の中学校に挨拶に伺いました。そのとき「今の休校措置は必要ないと思う。もし4月新学期が始まる頃本当に休校が必要な事態になったら子ども達は際限もなく休むことになります。」と申し上げたところ校長先生は「もう決まっています」と困ったように言われました。帰り際、「今回卒業式をやらしてもらえなかった生徒は9年前の2011年3月は幼稚園や保育園卒園の年でした。やはり東北大震災の影響で計画停電があり、卒園式が出来なかった子ども達なのです。」と言われました。本当に、何という事でしょう。

わけも解らず休校に追い込まれた孫たち2人、小4のK君と小2のAちゃんのことを書きます。週に2~3日我が家で過ごすことになり、8時すぎ勉強道具をつめた手提げを持って現れます。まず、2人と相談、午前中に勉強し午後遊ぶことに決めました。課題は担任の先生が週1回家庭訪問し、持ってきてくれるそうです。(この方法は各学年、各学校でそれぞれでした)朝、わいわいと一時過ごし、何時から1時間目を始めようと相談、(せめてその位は自己決定を)大体8時45分からでした。片柳小学校と称しチャイムもスマホで鳴らします。K君は自己学習ができるのでお任せ、私はAちゃんと一緒に勉強。国語は音読と書写(漢字書き取り専門の教科、60年前は無かった。)音読は私が「国語の教科書で読みたいところを」と言うと「読むところは決まってる」とつれない返事、同じ所を約1ヶ月読みました!。算数は2桁を含む足し算・引き算のカードとプリントでした。カードは次々めくって答えを言い、その時間を計り記録します。5月になり、算数の筆算は親が教えるようにとのこと。筆算とは縦書きの繰り上がり・繰り下がりのある計算のこと。恐らく2年生の1学期の重要な課題なのでしょう。Aちゃんも含めみんな大丈夫なのか心配になりました。

そんなこんなで5月末の分散登校を経て6月から学校が始まりました。

K君、4年生から3クラスが2クラスになり36人学級、マスクをして勉強、感想を聞くと「息がつまる」と言っていました。図書館も休み、スイミング・サッカーも休み、友達の家遊びにも行けない、こんな状態で3ヶ月を過ごしました。知り合いからの「学童保育が60人の密状態で心配」の声や栃木市の教育委員会はこの間、休校について、子ども達の実態など検証しているのかなど個別に市議に連絡し対応してもらいましたが、親世代を巻き込んだ運動ができなかったのが心残りです。

(A・T記)



2020年は中学校教科書の採択の年です。私たちのことを、国民・都道府県民・市町村民・住民などといい、状況で使い分けます。これらは住んでいる居住域で使い分けられるもので、行政上の区分なのです。しかし、中学校の社会科の教科書では公民的分野が設定されています。公民っていったい何のことでしょう。

広辞苑によれば、公民とは「国政に参与する地位における国民。市民」と説明しています。もちろん国家によって支配される人「公民」と思い浮かべる人もいるでしょう。かつての律令制度の公地公民が頭の根っこに居座っているからでしょう。

ところで、中学生が教室で手にする教科書では公民についてどのように記述しているのでしょうか。中学生にとって教科書はある意味絶対的なものであり、広辞苑にも劣らない分かりやすい表現をしないと学習が不十分になります。そこで、2020年検定合格の公民教科書でどのように中学生に理解させようとしているのか、実際の記述を検討した結果を示しますので、よく考えてみてください。

文科省が示す「公民」の定義の要点はこうなります。考えるベースにしてみましょう。

広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる国家及び社会の有為な形成者。
平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者。

[小中学校・高等学校の学習指導要領解説を参考に簡潔にした]

① 東京書籍 *下線は筆者の私見です。

現代社会に存在する諸問題を、他人事ではなく自分の問題として受け止め、解決のためにどうしたよいかを考えることのできる人間。一主権者のあるべき姿を言い当てている。そのために正しい知識と適切な判断力が必要と説く。

② 教育出版

公民の学習を通じてという視点で、生きた知識や情報を身につけることで、生きる意味をとらえ、希望を抱き、正しい判断力を養う、としている。総花的で、モヤッとしている。

③ 帝国書院

公民的分野での学習に関して触れている。現代社会の諸問題に事実を知って、原因を明らかにすることで、人間らしく生きる社会の実現に向けて自分なりの考えをもつこと、としている。社会を見る目をきたえ、的確に判断し、社会を支えるために公民的分野の学習があるととしている。主権者教育の基礎作りといえるもの。

④ 日本文教

一人一人の人間がよりよく生きることのできる社会を築くのに必要な知識と知恵を学び取って社会のはたらきに積極的に参画していくことと定義。参画することに重点を置いている。主権者への自覚を促している。

⑤ 自由社

立憲主義の民主主義のもと、政治に参加する国民。わかるようでよくわからない。

⑥ 育鵬社

個人も社会のルールを守り、社会生活を改善し、社会を外敵から守ることを引き受けなければならない、として国家・社会を上位に置く。公共心義務優先で国に従属させられる律令的な公民。

私見では、文科省が言う「有為な形成者」の文言に引っ掛かりを覚えます。国家にとって役に立ち使える人材こそが公民と受け取れます。このラインを受けたのが育鵬社の教科書。これが私の一つの結論です。公民について皆さんも考えてみてください。

